

## 平成30年度 国民健康保険税 納付のお知らせ

平成30年度国民健康保険税納税通知書を7月中旬頃に発送いたします。

### 国民健康保険税 第1期 納期限 7月31日(火)

最寄りの金融機関(南都銀行・りそな銀行・奈良県農協・ゆうちょ銀行・郵便局)やコンビニエンスストアでお納めください。なお、口座振替をされている方は、納期限の前日までに納税額に見合う金額の準備をお願いいたします。

### 国民健康保険 休日・夜間相談窓口開設日

夜間 7月19日(木)・24日(火) 20時まで  
休日 7月22日(日) 9時～16時まで

電話での相談もお受けします。納期限までに納めることができない場合等、そのままにしておかないで早めにご相談ください。

### 税率の内訳

		改正前	改正後
医療分	所得割	7.82%	7.82%
	資産割	17.50%	
	均等割	25,400円	26,700円
	平等割	21,800円	21,800円
後期高齢者支援分	所得割	2.52%	3.33%
	資産割	5.00%	
	均等割	8,400円	11,300円
	平等割	7,200円	8,400円
介護分	所得割	2.70%	3.45%
	資産割	3.50%	
	均等割	9,800円	19,500円
	平等割	4,700円	

広報よしの4月号及び5月号でもお知らせしましたが、平成30年度より国民健康保険税の税率が改正されます。平成30年4月から、県も市町村とともに国保の運営に加わり、国保の財政運営を市町村単位から県単位に拡大します。奈良県では、「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料が同じ(平成36年度予定)」になることを目指し、加入者の負担の公平化につなげます。平成29年度にも税率改正をし、国保加入者の皆さまにこれまで以上のご負担をお願いすることとなりますが、将来にわたり安定した国保財政の運営を継続するために必要な改正ですので、厳しい状況をご理解頂き、ご協力をお願い致します。

### お問い合わせ先

吉野町役場 町民課 国民健康保険担当 NTT…TEL(32)3081(代) 内線123 IP直通…TEL(39)9063

## 後期高齢者医療保険にご加入のみなさまへ

平成30年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬頃に発送致します。通知書をご覧の上、お支払い方法をご確認いただき、納め忘れないようお願い致します。なお、第1期の納期限は、7月31日です。最寄りの金融機関(南都銀行・りそな銀行・奈良県農協・ゆうちょ銀行・郵便局)でお納めください。

口座振替をされている方は、納期限の前日までに納付額に見合う金額の準備をお願い致します。

### ～後期高齢者医療の被保険者証が更新されます～

現在お持ちの被保険者証の有効期限は、7月31日までです。8月1日から使用する被保険者証を簡易書留郵便にて、7月下旬頃にお送りします(有効期限が平成30年7月31日までの被保険者証は、期限が切れた後、役場に返却していただくか、ご自身でハサミを入れるなどして処分してください)。

### ～後期高齢者医療制度における保険料軽減措置について～

これまでと同様に保険料の軽減措置が継続されます。また保険料を、現在年金からお支払いしている方は、申し出により口座振替に変更することも可能です。詳しくは、決定通知書に同封してあるチラシをご覧ください。



- ・被保険者証は、大事な個人情報に記載されています。汚したり、紛失したりしないよう大切にお使いください。
- ・8月1日以降に診療を受ける際は、必ず新しい被保険者証を医療機関に提示してください。

### お問い合わせ先

吉野町役場 町民課 後期高齢者医療担当 NTT…TEL(32)3081(代) 内線122 IP直通…TEL(39)9063

# ひとり親・障・重・精神 医療資格証(資格)の更新をします

現在、ひとり親・心身障害者・重度心身障害老人等及び精神医療の助成を受けている方々の資格は、7月31日で有効期限が切れます。8月1日より引き続き医療の助成を受けられる方に資格証を郵送しますので(重を除く)、同封の返信用封筒に『申請書』と添付書類を入れて郵送していただくか、直接窓口へご提出ください。なお申請書等を提出されないと、医療費が支給できませんのでご注意ください

## ◆ご提出いただくもの

- ・ 受給資格証更新申請書 (署名・押印したもの ※裏面もあります)
- ・ 健康保険証が変わった場合はその写し(受給者本人様のもの)
- ・ 障・重 の受給者の方で、障害の等級など変わった場合は身障手帳もしくは療育手帳の写し
- ・ 平成30年1月2日以降に吉野町へ転入された方は、本人及び同一世帯員、扶養義務者の方の平成30年度課税(非課税)証明書(子ども医療の場合における受給者本人の所得証明書は不要です)
- ・ 扶養義務者が他市町村におられる方は、平成30年度課税(非課税)証明書が必要です。

◆申請受付場所・日時 吉野町役場 町民課 ②番窓口 7月11日～31日(必着) [土・日・祝日を除く 8:30～17:15]

## 資格更新の手続きが必要な方は次のような方々です

(新規の申請も随時受け付けています)

- ①ひとり親家庭等医療費助成受給資格 ひとり親家庭の母(父)及び18歳未満のお子様(18歳に達した年度末までの児童を含む)
- ②心身障害者医療費助成受給資格 1歳以上の方で、身体障害者手帳の1級もしくは2級、又は療育手帳A1もしくはA2の保持者  
※後期高齢者医療制度加入者は除きます。
- ③重度心身障害老人等医療費助成受給資格 後期高齢者医療制度加入者で「心身障害者医療費助成受給資格」に該当する方  
※受給資格証は交付しておりません。
- ④精神障害者医療費助成受給資格 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の保持者

(注1) なお、それぞれに所得制限基準が設けられています。受給者本人や同一世帯員、扶養義務者等の所得によって受給資格が与えられない場合がありますので、ご了承ください。また、年度途中で所得更正された場合や、世帯構成員に変更があった場合等、日にちを遡って資格を喪失し、助成金を返還して頂く場合もあります。

(注2) 子ども医療については、小学校入学時と高校入学時の更新のみとなりました。ただし、平成30年1月2日以降に吉野町へ転入された方・扶養義務者が他市町村におられる方は平成30年度課税(非課税)証明書の提出が必要です。

お問い合わせ先  
吉野町役場 町民課 福祉医療担当 NTT・・・TEL(32)3081(代) 内線124 IP直通・・・TEL(39)9063

○○医療費受給資格証	
公費負担者番号	
受給者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
発行機関名及び印	
交付年月日	年 月 日
<small>(注) 奈良県外で受給する場合は、自己負担額を支払った後、領収書を受け取って市町村窓口へ返納申請してください。</small>	

※上のような証をお持ちの方は、更新の手続きが必要です。

これまでは、所得限度額の要件等で、福祉医療制度に該当にならなかった方におきましても、所得の変更等により8月から該当になることがあります。詳しくはホームページをご覧ください。なお、担当課までお問い合わせください。なお、お電話での所得額の照会はいたしかねますのでご了承ください。

## 7月1日から平成30年度 国民年金保険料免除申請受付開始

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料が免除される制度があります(但し、本人・配偶者・世帯主の所得制限があります)。

なお、平成30年1月1日時点で本町に住民票のない方は、所得を証明できる「課税(非課税)証明書」なども必要となります。また離職・退職された方は、「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」の写しが必要です。

◆お問い合わせ  
大和高田年金事務所 TEL0745(22)3531  
吉野町役場 町民課 TEL(32)3081 内線125

### 《注意》

- ①継続免除申請を利用して全額免除・納付猶予の承認を受けている方は、申請をする必要はありません。
- ②保険料の免除を受けず保険料が未納のまま、万一、障害や死亡などの不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族年金が受けられない場合があります。